

出願意匠「アクセサリケース型カメラ」拒絶審決取消請求事件：知財高裁平成29(行ケ)10188・平成30年3月12日(4部)判決<請求棄却>

【キーワード】

意匠の創作容易性(意匠法3条2項)、意匠の類似(同法3条1項1号・2号)、事実上公知性・刊行物等公知性

【事案の概要】

1 特許庁における手続の経緯等

(1) 原告(株式会社FIELD)は、平成27年11月5日、意匠に係る物品を「アクセサリケース型カメラ」とする(別紙1)意匠公報写しの図面記載の形態の意匠(以下「本願意匠」という。)の出願(意願2015-24653号)をし、平成28年10月13日(発送日)、拒絶査定を受けた。

(2) 原告は、平成28年12月26日、上記拒絶査定について不服審判を請求し、特許庁はこれを不服2016-19358号事件として審理した。

(3) 特許庁は、平成29年9月8日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との別紙審決書(写し)記載の審決(以下「本件審決」という。)をし、その謄本は、同月25日、原告に送達された。

(4) 原告は、平成29年10月21日、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

2 本件審決の理由の要旨

(1) 本件審決の理由は、別紙審決書(写し)記載のとおりである。要するに、本願意匠は、下記アないしエの引用例1ないし4に記載された意匠(以下、順に「引用意匠1」などという。)に基づいて当業者が容易に創作できた意匠に該当するから、意匠法3条2項により意匠登録を受けることができない、というものである。

ア 引用例1：ウェブサイト「V i r a l B r i d a l [バイラルブライダル]」の表題：プロポーズの瞬間をカメラに収める「R i n g c a m」

【カメラ付き指輪ケース】が人気！？(情報のアドレス：<http://viralbridal.com/post-389/>)に掲載された「カメラ付き指輪ケース」(甲2、乙2。別紙2。2014年12月1日公開)

イ 引用例2：有限会社ドマーニが運営しているウェブサイト「D o m a n i」の「ジュエリーケースT o p」(情報のアドレス：<http://domani.main.jp/c-museum.htm>)に掲載された「LEDライト付指輪ケース(品番：J C A - 9 5 0 R)」(甲3。別紙3。2014年8月25日公開)

ウ 引用例3：隠しカメラ・小型カメラ専門店が運営しているウェブサイト「隠しカメラ専門店」(情報のアドレス：<http://www.atomicsofttek.com/mint/1247136.html>)に掲載

された「ボトルケース型スパイカメラ（スパイダーズX M-923 ガムボトル）」（甲4。別紙4。2015年6月26日公開）

エ 引用例4：オンスクエア株式会社が運営しているウェブサイト「STOREMI X」（情報のアドレス：<http://www.store-mix.com/kobai/product.php?pid=2741993>）に掲載された「ティッシュボックス型スパイカメラ（スパイダーズX M-925）」（甲5，12。別紙5。2015年3月30日公開）

(2) 本件審決は，本願意匠及び引用意匠1について，以下のとおり認定した。

ア 本願意匠

意匠に係る物品は，「アクセサリケース型カメラ」であって，蝶番により開閉する上蓋と収納部とを備え，内部に撮像機能及び録画機能を組み込んだものである。

その形態は，略有底中空正四角柱の下部収納部と，この下部収納部の上方に対向して配置された下部収納部とほぼ同じ形状の上蓋部からなる，全体の縦横高さの比を約4：4：3とする略中空直方体状のものであって，蝶番（以下「ヒンジ部」という。）のある面と対向する面を前面とすると，下部収納部の前面中央部分に撮像部を嵌合し，上蓋部上面の前面側縁寄り中央部分に略小円形状のインジケータを設け，そのインジケータの斜め後方の前面側から見て左側縁寄りの部分に略円柱状のスイッチを一つ立設し，上蓋部の前面側から見て右側面の前方寄りの部分に略隅丸長方形形状のパソコン接続用端子挿入口を形成した態様としたものである。

イ 引用意匠1

意匠に係る物品は，指輪ケースの内部に撮影機能及び録画機能を組み込んだ「カメラ付指環ケース」である。

その形態は，略有底中空正四角柱の収納部と，この収納部の上方に対向して配置された収納部とほぼ同じ形状の上蓋部からなる，ヒンジ部により開閉可能な，略中空直方体状のアクセサリケースである指輪ケースの前面部分に撮像部を嵌合し，上蓋上面の前面側縁寄り中央部分に略小円形状のインジケータを設け，そのインジケータの斜め後方の前面側から見て左側縁寄りの部分に略半球状のスイッチを一つ立設し，上蓋の前面側から見て右側面の前方寄りの部分に略隅丸長方形形状のパソコン接続用端子挿入口を形成した態様としたものである。

3 取消事由

意匠法3条2項該当の判断の誤り

【判 断】

1 本願意匠及び引用意匠について

(1) 甲1によれば，本願意匠の形態は，以下のとおりであると認められる（当事者間に争いがない。）。

略有底中空正四角柱の収納部と、この収納部と略同じ形状で対向して配置され、ヒンジ部により開閉可能に取り付けられた上蓋部からなる、全体の縦横高さの比を約4：4：3とする、上蓋部上面が平坦で全体が角張った略中空直方体状のアクセサリケースに、撮像機能及び録画機能を組み込んでアクセサリケース型カメラとしたものであって、ヒンジ部のある面と対向する面を前面とすると、収納部の前面で上下及び左右ともに中央の位置に、収納部側辺の横方向長さの約15%の長さの直径を有する円形の撮像部を嵌合し、上蓋部上面の前面側縁寄り中央部分に略小円形状のインジケータを設け、そのインジケータの斜め後方の前面側から見て左側縁寄りの部分に略円柱状のスイッチを一つ立設し、上蓋部の前面側から見て右側面の前方寄りの部分に略隅丸長方形形状のパソコン接続用端子挿入口を形成した態様としたもの。

(2) 甲2、乙2によれば、引用意匠1の形態は、以下のとおりであると認められる（当事者間に争いが無い。）。

略有底中空正四角柱の収納部と、この収納部と略同じ形状で対向して配置され、ヒンジ部により開閉可能に取り付けられた上蓋部からなる、全体の縦横高さの比を約4：4：3とする、上蓋部上面が湾曲し、盛り上がった略中空直方体状のアクセサリケースに、撮像機能及び録画機能を組み込んでアクセサリケース型カメラとしたものであって、ヒンジ部のある面と対向する面を前面とすると、上蓋部の前面で、上蓋部側辺の横方向長さを基準に中心より左側に約18%ずれ、かつ、上蓋部側辺の縦方向長さを基準に上方向に約25%ずれた位置に、上蓋部側辺の横方向長さの約13%の長さの直径を有する円形の撮像部を嵌合し、上蓋部上面の前面側縁寄り中央部分に略小円形状のインジケータを設け、そのインジケータの斜め後方の前面側から見て左側縁寄りの部分に略半球状のスイッチを一つ立設し、上蓋部の前面側から見て右側面の前方寄りの部分に略隅丸長方形形状のパソコン接続用端子挿入口を形成した態様としたもの。

(3) 本願意匠と引用意匠1とは、以下の点において相違する（当事者間に争いが無い。）。

ア 本願意匠は、撮像部が、収納部の前面で上下及び左右ともに中央の位置に嵌合され、収納部側辺の横方向長さの約15%の長さの直径を有する円形の形態をなすのに対し、引用意匠1は、撮像部が、上蓋部の前面で、上蓋部側辺の横方向長さを基準に中心より左側に約18%ずれ、かつ、上蓋部側辺の縦方向長さを基準に上方向に約25%ずれた位置に嵌合され、上蓋部側辺の横方向長さの約13%の長さの直径を有する円形の形態をなしている（相違点A）。

イ 本願意匠は、上蓋部の上面が平坦であるのに対し、引用意匠1は、上蓋部の上面が湾曲し、盛り上がっている（相違点B）。

ウ 本願意匠は、スイッチが円柱状であるのに対し、引用意匠1は、スイッチが略球面状である（相違点C）。

(4) 引用意匠2ないし4は、以下のとおりである（甲3～5，12）。

ア 引用意匠2は、上蓋上面を平坦で全体が角張った略直方体状とした「指輪ケース」である（別紙3）。

イ 引用意匠3は、ガム等の収納容器の内部に撮影機能を組み込んだ「撮影機能付ボトルケース」であって、収納容器の表面に撮像部を設けた「防犯・監視」に最適とされる「ボトルケース型スパイカメラ」である（別紙4）。

ウ 引用意匠4は、ティッシュボックスの収納容器の内部に撮影機器を組み込んだ撮影機能付ティッシュボックスケースであって、収納容器の前面左下に撮像部を設けた「小型カメラ」、「防犯カメラ」及び「ティッシュボックス型スパイカメラ」である（別紙5）。

2 取消事由（意匠法3条2項該当の判断の誤り）について

(1) 意匠法3条2項は、物品との関係を離れた抽象的なモチーフとして日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（周知のモチーフ）を基準として、それからその意匠の属する分野における通常の知識を有する者（当業者）が容易に創作することができた意匠でないことを登録要件としたものであり、上記の周知のモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性を問題とするものである（最高裁昭和45年（行ツ）第45号同49年3月19日第三小法廷判決・民集28巻2号308頁，最高裁昭和48年（行ツ）第82号同50年2月28日第二小法廷判決・裁判集民事114号287頁参照）。

(2) 引用意匠3及び4を創作容易性の根拠としたことについて

ア 前記(1)によれば、意匠の創作非容易性は、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者（当業者）を基準に、公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて容易に意匠の創作をすることができたか否かを判断して決するのが相当である（意匠法3条2項）。

本願意匠の「アクセサリケース型カメラ」は、アクセサリケースとしての用途と機能を有し、併せて相手に分からないように撮影し、録画するという隠しカメラとしての用途と機能を有するものである。アクセサリケースに隠しカメラを設置する場合、多種多様な隠しカメラの撮像部の配置を参考にして、適切な設置場所を決定すると考えられるから、本願意匠に係る当業者は、アクセサリケースの分野における通常の知識と、隠しカメラの分野における通常の知識を併せて有する者である。

前記1(4)のとおり、引用意匠3は、ガム等の収納容器の内部に撮影機能を組み込んだ「撮影機能付ボトルケース」であり、引用意匠4は、ティッシュボックスの収納容器の内部に撮影機能を組み込んだ「撮影機能付ティッシュボックス」である。

したがって、「アクセサリケース型カメラ」の当業者にとって、隠しカメラである引用意匠3及び4は、出願前に公然知られた形態といえるから、本願意匠における撮像部の設置場所を決定するに当たり、引用意匠3及び4

を参考にすることができる。

イ 原告は、①本件審決の認定と異なり、本願意匠と引用意匠3及び4は同じ分野に属さない、②本願意匠に係る当業者には、防犯用隠しカメラの分野に関する意匠を転用する習慣などなく、防犯用隠しカメラの形態が広く知られていたとはいえない、などとして、引用意匠3及び4を相違点Aの創作容易性の根拠とすることは、誤りであると主張する。

しかし、①本件審決は、本願意匠に係る当業者が、アクセサリケースと隠しカメラの双方について、通常の知識を有するものと判断しているのであって、本願意匠と引用意匠3及び4が同一の分野に属すると判断しているのではないから、原告の上記主張は前提を異にするものである。また、②アクセサリケースに隠しカメラを設置する場合、隠しカメラの分野においていかなる形態で撮像部が設置されているかを参考にすると考えられるから、本願意匠に係る物品の当業者にとって、公然知られた隠しカメラの形態は、公知というべきである。

したがって、本件審決が、引用意匠3及び4を相違点Aの創作容易性の根拠としたことに誤りはない。

(3) 相違点AないしCの創作容易性

ア 引用意匠3（別紙4。甲4）及び4（別紙5。甲5）の形状からすれば、これに接した当業者は、隠しカメラの撮像部を収納部とすることを示唆されている。

引用意匠1は、アクセサリケースを開いて指輪を見せ、ひざまずいた状態でプロポーズを行うというアメリカの風習（甲13）に適するよう、撮像部を上蓋部に設けたものである（甲2）。そこで、これと異なる形で、アクセサリケースを使用する場合にも適するよう、撮像部の位置を変更する動機付けが認められる。したがって、撮像部を収納部に設置した引用意匠3及び4を参考にしつつ、引用意匠1の撮像部を上蓋部から収納部に変更することは、当業者が、容易に創作することができたものである。

また、一つの要素をある箇所に設ける際に、その箇所の上下左右対称の中心部分に配置する造形処理は、工業デザイン一般において通常行われていることであるから、撮像部を収納部の中央部分に配置することは、特段困難なことではない。そして、カメラの撮像部の形態を円形とすることはごく普通にみられる広く知られた形状であり、撮像部の直径を13%から15%に大きくすることは、多少の改変にすぎない。

したがって、相違点Aに係る本願意匠の形態には着想の新しさ・独創性があるとはいえず、引用意匠1に引用意匠3及び4を組み合わせることによって、当業者が容易に創作することができたものである。

イ 相違点Bについて、引用意匠1の上蓋部の形態を、引用意匠2（甲3。別紙3）の上蓋部のように、上蓋上面が平坦な略直方体状とすることに、着想の新しさ・独創性があるとはいえず、当業者が、容易に創作することができ

たものである。

ウ そして、相違点Cについて、スイッチ等の操作部を大きくするような変更は、操作性の向上等のために行われる特段特徴のない変更である。そうすると、引用意匠1のスイッチの形態を、特段特徴のない変更をして広く知られた形態である略円柱状にすることに、着想の新しさ・独創性があるとはいえず、当業者が容易に創作することができたものである。

(4) 原告の主張について

ア 原告は、引用例3及び4が、撮像部の小型化と収納容器外表面の模様によるカモフラージュで撮像部を隠匿することを示唆しているとしても、意匠として、収納部に撮像部を設けることを示唆しないと主張する。

しかし、引用例3及び4は、模様によって撮像部を隠匿することのほか、物品全体の形状に係る意匠として、ガム等やティッシュペーパーといった物を収納する部位の下部に撮像部を設置する構成も示唆していると解するのが相当である。

したがって、本件審決が、引用例3及び4は、意匠として、収納部に撮像部を設けることを示唆していると判断したことに誤りはない。

イ 原告は、①引用意匠1の撮像部を収納部に変更することは、単なる配置変更ではなく、従来の根本的な用途・機能を失うことになるから、容易に創作することができたものではない、②技術的に実現が簡単であることを根拠に、創作が容易であるということとはできないと主張する。

しかし、①アメリカのプロポーズの風習とは異なる形で使用する場合にも適するよう改変を加えることが、容易でないということとはできない。また、②本件審決は、撮像部の変更が技術的に容易であることを根拠に、創作の容易性を肯定したのではなく、撮像部の変更に特段の技術上の困難さがないことから、創作の容易想到性は妨げられないと判断したものであるから、原告の上記主張は前提を異にする。

したがって、本件審決が、撮像部を上蓋部から収納部に変更することが容易に創作できたと判断したことに誤りはない。

ウ 原告は、引用意匠3及び4は、撮像部の位置を変更することが容易であることを示したのではないから、引用意匠1に引用意匠3及び4を組み合わせたとしても、撮像部を2つ有する物品が創作できるにすぎないと主張する。

しかし、前記(3)アのとおり、引用意匠3及び4は、撮像部の位置を収納部に設けることを示唆しており、引用意匠1の上蓋部から収納部に変更することに特段の困難さは認められない。そして、撮像部の位置を変更する場合、撮像部は1つあれば足りるから、変更前の撮像部を取り除くことは明らかである。

エ 原告は、引用意匠2を組み合わせ、上蓋部上面の形態を変更する過程と、引用意匠3及び4を組み合わせ、撮像部の位置を変更する過程という

ように、少なくとも二段階の創作過程を経ていることから、容易に創作することができたとはいえないと主張する。

しかし、本願意匠と引用意匠1を全体として見た場合に、最も大きな相違は、撮像部の位置にあるところ、その点に係る着想の新しさ・独創性が否定される以上、それ以外の上蓋部上面やスイッチの形状は、ありふれた構成に基づくささいな設計事項にすぎない。したがって、意匠を全体として考察しても、その創作が特段困難なものであるということとはできない。

オ 原告は、下部収納部の前面の上下及び左右の中央の位置に撮像部が表れるという構成は、引用意匠1ないし4を組み合わせても得られないと主張する。

しかし、前記(3)アのとおり、一つの要素をある箇所に設ける際に、その箇所の上下左右対称の中心部分に配置する造形処理は、工業デザイン一般において通常行われていることであるから、撮像部を収納部の中央部分に配置することは、特段困難なことではない。

(5) 小括

したがって、本願意匠は、引用意匠1ないし4を組み合わせれば容易に創作することができたものである。よって、取消事由は理由がない。

3 結論

よって、原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 評】

1. 本件において、本願意匠に対する拒絶理由は意匠法3条2項の適用であり、引用例1ないし4に記載された意匠に基づいて、当業者が容易に創作することができた意匠に該当する、というものであった。

即ち、特許庁審決が引用したものは「出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠」（法3条1項1号）に該当するものではない、「出願前に日本国内において『電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠』（法3条1項2号）に該当するものであったのであり、その中の「意匠1」を引用例1として採用したのである。

そして、判決は本願意匠と引用意匠1とを対比し、両者はいろいろな点で相違するから非類似（法3条1項3号）の意匠と判断したのであるが、次の創作力（創作容易性）の点については、引用意匠3と引用意匠4とを証拠とすれば、創作力を否定することができるから、審決の判断に誤りはないと判断したのである。

2. 判決は、審判が隠しカメラである引用例3と引用例4とを証拠に創作非容易性の有無を判断したことについて、引用例は出願前公然知られた形態といえるから、本願意匠における撮像部の設置場所を決定するに当たり、それらを参考にすることができたと認定し、審決が相違性Aに対して創作容易性の証拠としたことに誤りはない、と判断したのである。

しかし、審決は、本願意匠に係る当業者を、アクセサリーケースと隠しカメラの双方についての通常の知識を有する者と判断しているのであり、本願意匠と引用意匠3と4とが同一分野に属するものであると判断しているのではないから、原告の主張は前提を異にするものであるというが、そのとおりである。

3. また、判決は、本願意匠と引用意匠1とを全体として見た場合に、最も大きな相違は撮像部の位置にあるから、その点の着想の新しさや独創性が否定される以上、それ以外の上蓋部上面やスイッチの形状はありふれた構成に基づく設計事項にすぎない以上、意匠全体を考慮すると、その創作が特段困難なものであるということはできないと認定したのである。

しかし、このような思考法は、特実法における進歩性の有無についての考え方であり、意匠法にいう創作容易性についての考え方ではない。

即ち、特実法にあつては、公知公用又は刊行物記載やネット利用可能の発明・考案を単に寄せ集めて創作しても、格別な物理的効果が発揮されることはない以上、登録できないという趣旨であるのに対し、意匠法にあつては、結果として物品の形態全体が美感を惹起させるほどの美的効果が発揮されていれば、それには創作困難性が認められることになるから、登録できるという趣旨である。

同じ創作保護法であっても、意匠法と特実法とは、創作容易性の有無の発揮度合いは異なるものというべきである。

4. なお、本件判決が引用している2つの最高裁の判決に係る、①「可撓伸縮ホース事件」最判昭和49年3月19日、②「帽子事件」最判昭和50年2月28日は、いずれも昭和34年意匠法3条2項時代の判例であり、現行平成10年改正法下の規定とは異なる事例であるから、知財高裁がこの判例を引用紹介しても、現行法下の事案に対しては法的効果は及ばないというべきである。

したがって、これらの旧判例を本件裁判の適用規定の解釈に当たって引用することは、正鵠を得ていないのである。

5. そこで最後に、別の知財高裁（1部）平成25年（行ケ）10315号、平成26年3月27日判決を紹介しよう。

知財高裁第1部は平成26年3月27日にした判決では、次のように判示しているのである。（出願意匠「シール」拒絶審決取消請求事件・特許ニュースNo. 13727）

「意匠法3条2項所定の『公然知られた』とは、一般第三者たる不特定人又は多数者に、単に知り得る状態になったことでは足りず、現実に知られている状態になったことを要すると解するのが相当である。

すなわち、意匠法3条1項は、意匠登録を受けることができない意匠として、①出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠（1号）、②出願前に日本国内又は外国において頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通

信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠（2号），を別個に列挙している。また，同条2項は，出願前に当業者が日本国内又は外国において『公然知られた』形状，模様等に基づいて容易に創作することができた意匠は，同条1項の規定にかかわらず，意匠登録を受けることができない旨を定めている。

仮に法3条1項1号の『公然知られた』意匠の意義を，不特定人又は多数の者が知り得る状態になったことで足りると解すれば，同項1号を2号と別個に規定した意味が失われてしまうから，同項1号の『公然知られた』意匠とは，不特定人又は多数の者が知り得る状態になったことでは足りず，現実知られている状態に至ったことを要すると解するのが相当である。そうだとすると，同条2項の『公然知られた』模様等についても，同様に，不特定人又は多数の者が知り得る状態になったことでは足りず，現実知られている状態に至ったことを要すると解するのが相当である。」¹

〔牛木 理一〕

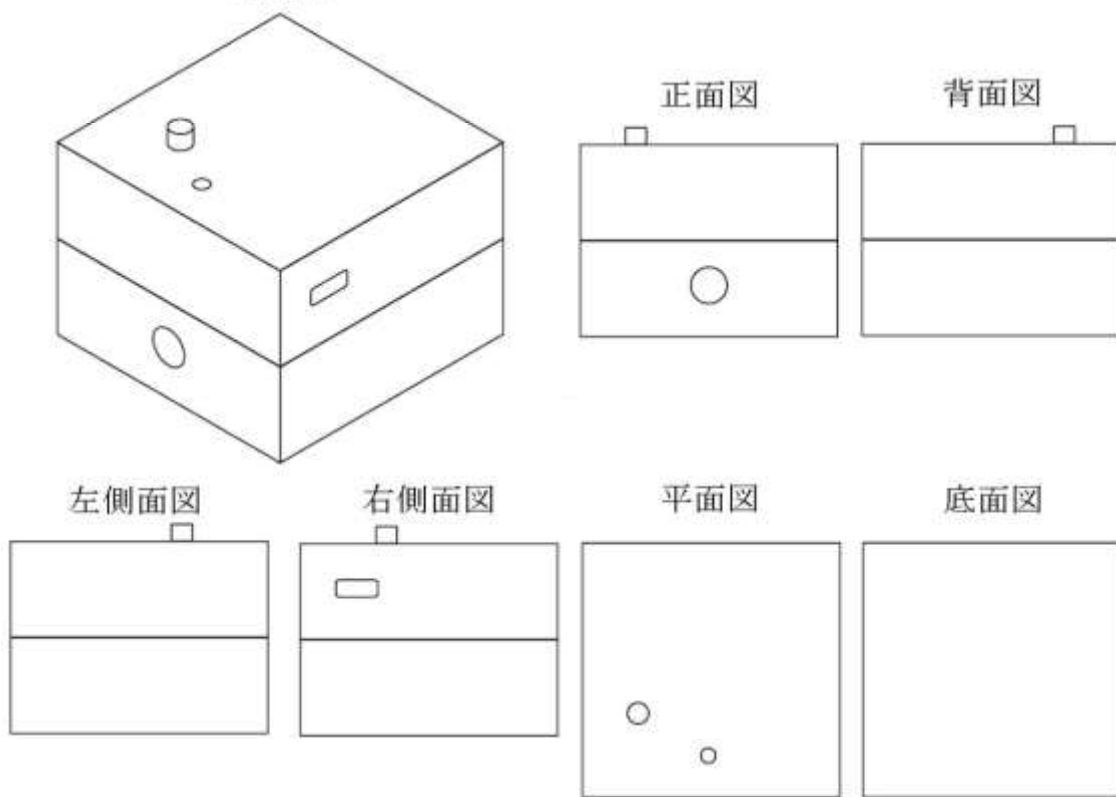
¹ 「シール」事件にあっては、被告は裁判所からその事実関係を問われたのであろう。その結果、引用文献に記載された引用商標からなる模様は、平成23年4月21日から同月末日までの間に、現に合計41回ダウンロードされ、本願意匠の出願がなされた同年5月16日までにはダウンロードされた回数はさらに増えていたと推測される、と認定したのである。

(別紙1)

【意匠に係る物品】 アクセサリーケース型カメラ

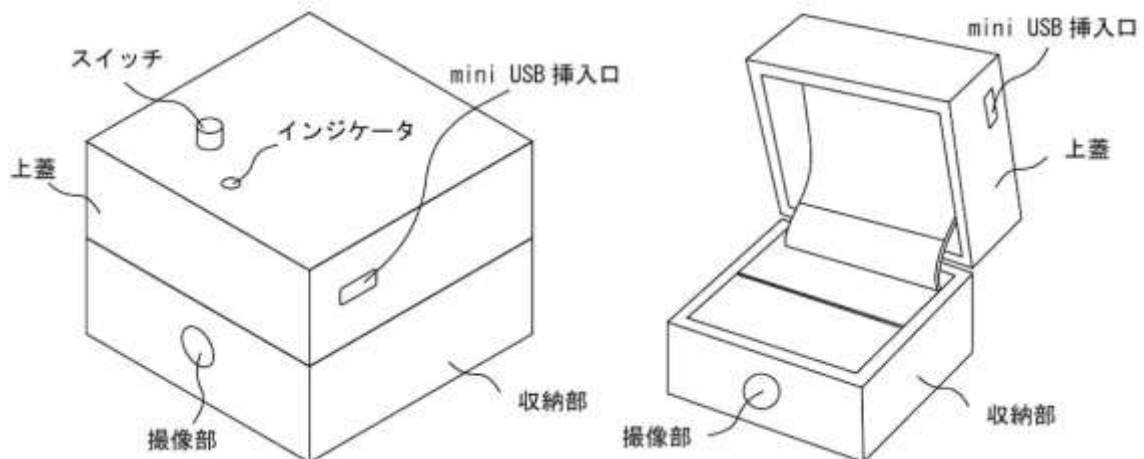
【意匠に係る物品の説明】 本物品は、蝶番により開閉する上蓋と収納部とを備え、内部に撮像機能及び録画機能を組み込んだアクセサリーケース型カメラである。本物品は、上蓋の内部に、カメラ基板とUSBユニットとが配置され、下の収納部内に、カメラ基板からハーネスを介して接続された撮像部が配置される。撮像部は、蝶番と対向する収納部前面に形成された孔を通してアクセサリーケース型カメラの外部を撮像可能に配置される。上蓋の上面に形成された孔から突出したスイッチを押下することにより撮像を開始し、上蓋の上面に形成された孔を通して外部より視認できるLEDからなるインジケータで録画状態を確認することができる。正面図、背面図、平面図、底面図、右側面図、左側面図、斜視図は、本物品の閉じた状態を示している。

斜視図



閉じた状態の参考斜視図

開いた状態の参考図



(別紙2)

プロポーズの瞬間をカメラに収める「Ring cam」【カメラ付き指輪ケース】が人気！？

◎2014/11/15 ■プロポーズ

人生で最も幸せであろう瞬間を最も近くで記録することができるカメラ
それが「[Ring Cam](#)」



アメリカのとあるエンジニアが彼女にプロポーズする際、どうすれば彼女に気づかれないように撮影出来るかと思いを巡らせ、開発された商品。

アメリカでは最近人気が出て来ているらしく、日本でも今後流行るかもしれません。

プロポーズの予定がある方はぜひ購入を検討してみてはいかがでしょうか？

きっと一生の思い出になることでしょう。

価格は179.99ドル [約21,000円]

半額でレンタル可能

<http://viralbridal.com/post-389/>

2017/03/31

使い方動画



使い方動画 (0:14 秒後)



使い方動画 (0:40 秒後)



(別紙3)



(別紙4)

Security Item M-923
撮影機能付ボトルケース

NEW

SPH SECURITY ITEM

3種類のXYLION
オリジナルラベル付!

PRU KISS SPYDERS X SERIES DESIGN SECURITY ITEM
BOTTLE CASE CAMERA

This is an article of the best quality. I don't believe that we have run out of good ideas. Acceptive of every new idea. So Spydexx. Beings are not the end-all of evolution. Don't miss it.

SPYDERS

Target Point
Spydexx Design Security Item

NEW Series

BOTTLE CASE Natural!
日常に自然に溶け込む!

スパイダースXだけの
選べる3つのデザイン!!

好きな物を入れて
更に自然に!

サブリ
XYLION
グミ

ガム

ここが
レンズ!

This is an article of the best quality. I don't believe that we have run out of good ideas. Acceptive of every new idea. So Spydexx. Beings are not the end-all of evolution. Don't miss it.

SPYDERS

(別紙5)

Security Item M-925
撮影機能付 ティッシュボックスケース

NEW

HD 720P Quality

16GB KISS

MPEG-4 AVC
H.264

SPYDERSX SERIES DESIGN SECURITY ITEM
TISSUE BOX CASE HD

This is an article of the best quality.
I don't believe that we have run out of good ideas.
Acceptive of every new idea So spydersx
Beings are not the end-all of evolution. Don't miss it.

SPYDERSX

Target Point

NEW
おしゃれな
防犯アイテム!

生活の一部に
安心をとりこむ!

SPYDERSX

05 PRODUCT DESCRIPTION

この製品は、日常生活の中で安心して使えるよう、最新の防犯カメラ技術を搭載しています。高画質の映像を記録できるため、万一の緊急事態に備えることができます。

● 高画質映像記録機能
● 16GB大容量メモリー
● 充電式バッテリー
● 防犯カメラ機能

SPYDERSX